

議案第 7 号

八幡浜市地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例及び八幡浜港港湾施設の管理及び利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例及び八幡浜港港湾施設の管理及び利用に関する条例の一部を改正する条例

(八幡浜市地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 八幡浜市地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例（平成 2 4 年条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
目次 第 1 章 （略） 第 2 章 交流拠点施設 第 1 節～第 3 節 （略） 第 4 節 公衆用トイレ、 <u>沖新田緑地公園、R V パーク、八幡浜みなと棧橋</u> 及び その他の施設（第 2 3 条— <u>第 2 9 条</u> ） 第 5 節 行為の制限（ <u>第 3 0 条</u> ） 第 3 章 指定管理者（ <u>第 3 1 条—第 3 4 条</u> ） 第 4 章 補則（ <u>第 3 5 条</u> ） 附則 （設置の趣旨） 第 1 条 八幡浜市地域交流拠点施設（以下「交流 拠点施設」という。）の設置の趣旨は、次のと おりとする。 （1） （略） （2） 道路利用者、 <u>フェリー利用者、係留施設 利用者</u> 及び離島航路利用者に対する利便性	目次 第 1 章 （略） 第 2 章 交流拠点施設 第 1 節～第 3 節 （略） 第 4 節 公衆用トイレ、 <u>沖新田緑地公園</u> _____ <u>及び</u> その他の施設（第 2 3 条— <u>第 2 5 条</u> ） 第 5 節 行為の制限（ <u>第 2 6 条</u> ） 第 3 章 指定管理者（ <u>第 2 7 条—第 3 0 条</u> ） 第 4 章 補則（ <u>第 3 1 条</u> ） 附則 （設置の趣旨） 第 1 条 八幡浜市地域交流拠点施設（以下「交流 拠点施設」という。）の設置の趣旨は、次のと おりとする。 （1） （略） （2） 道路利用者、 <u>フェリー利用者</u> _____ <u>及び</u> 離島航路利用者に対する利便性

の向上を図ること。

(3) (略)

(名称及び位置)

第2条 交流拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 八幡浜市地域交流拠点施設

位置 ア イに掲げるもの以外の施設 八幡
浜市沖新田1581番地23、1
581番地24及び1581番地2
4地先

イ (略)

(みなとオアシス、道の駅及び海の駅)

第3条 交流拠点施設(次条第4号の施設を除く。)は、「みなとオアシス」、「道の駅」及び「海の駅」としての機能を併せ持つものとする。

(施設の内容)

第4条 交流拠点施設に、次の施設を設置する。

(1)～(6) (略)

(7) RVパーク

(8) 八幡浜みなとと桟橋

(9) (略)

第4節 公衆用トイレ、沖新田緑地公園
園、RVパーク、八幡浜みなと
と桟橋及びその他の施設

第24条 (略)

(RVパーク)

第25条 RVパークは、車中泊専用駐車場として、終日供用する。ただし、市長が必要と認めるときは、変更することができる。

(準用)

第26条 第10条から第18条までの規定は、RVパークについて準用する。この場合において、これらの規定の見出し中「みなと交流館」とあり、及び第10条中「みなと交流館の多目的ホール又は会議室」とあるのは「RVパーク」と、第15条第2項中「別表第1及び別表第2」とあるのは「別表第5」と読み替えるものとする。

(八幡浜みなとと桟橋)

第27条 八幡浜みなとと桟橋は、プレジャーボート、ヨット等による海上からの来訪者のための一時係留施設として終日供用する。ただし、市長が必要と認めるときは、変更することができる。

2 八幡浜みなとと桟橋の管理に関して、この条例に定めのない事項については、八幡浜港港湾施設の管理及び利用に関する条例(平成17年条例第184号)の定めるところによる。

の向上を図ること。

(3) (略)

(名称及び位置)

第2条 交流拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 八幡浜市地域交流拠点施設

位置 ア イに掲げるもの以外の施設 八幡
浜市沖新田1581番地23 及び 1
581番地24

イ (略)

(みなとオアシス及び道の駅)

第3条 交流拠点施設(次条第4号の施設を除く。)は、「みなとオアシス」及び「道の駅」としての機能を併せ持つものとする。

(施設の内容)

第4条 交流拠点施設に、次の施設を設置する。

(1)～(6) (略)

(7) (略)

第4節 公衆用トイレ、沖新田緑地公園
及びその他の施設

第24条 (略)

<u>(準用)</u> <u>第28条</u> 第10条から第18条までの規定は、<u>八幡浜みなと桟橋</u>について準用する。この場合において、これらの規定の見出し中「<u>みなと交流館</u>」とあり、及び第10条中「<u>みなと交流館の多目的ホール又は会議室</u>」とあるのは「<u>八幡浜みなと桟橋</u>」と、第15条第2項中「<u>別表第1及び別表第2</u>」とあるのは「<u>別表第6</u>」と読み替えるものとする。 (その他の施設) <u>第29条</u> その他の施設として、倉庫棟、<u>駐車場</u>(<u>第25条に規定するRVパークを除く。</u>)、駐輪場、遊歩道及びその他管理運営上又は第1条に定める目的を達成するために必要な施設を設置する。 2 (略) 第5節 行為の制限 (行為の制限) <u>第30条</u> みなと交流館、大島交流館、公衆用トイレ、<u>沖新田緑地公園、RVパーク、八幡浜みなと桟橋</u>及びその他の施設(以下「みなと交流館等」という。)においては、市長の許可を受けないで、次の行為をしてはならない。 (1)・(2) (略) 第3章 指定管理者 (指定管理者による管理) <u>第31条</u> (略) 2 前項の定めにより、みなと交流館等の管理を指定管理者に行わせる場合において、第10条、第11条、第13条及び第14条(<u>第22条、第26条及び第28条</u>においてこれらの規定を準用する場合を含む。)並びに第24条及び前条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替える。 <u>第32条～第35条</u> (略)	(その他の施設) <u>第25条</u> その他の施設として、倉庫棟、<u>駐車場</u>、<u>駐輪場、遊歩道及びその他管理運営上又は第1条に定める目的を達成するために必要な施設</u>を設置する。 2 (略) 第5節 行為の制限 (行為の制限) <u>第26条</u> みなと交流館、大島交流館、公衆用トイレ、<u>沖新田緑地公園</u>及びその他の施設(以下「みなと交流館等」という。)においては、市長の許可を受けないで、次の行為をしてはならない。 (1)・(2) (略) 第3章 指定管理者 (指定管理者による管理) <u>第27条</u> (略) 2 前項の定めにより、みなと交流館等の管理を指定管理者に行わせる場合において、第10条、第11条、第13条及び第14条(<u>第22条</u>においてこれらの規定を準用する場合を含む。)並びに第24条及び前条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替える。 <u>第28条～第31条</u> (略)
---	---

別表第4の次に次の2表を加える。

別表第5 (第25条関係)

RVパーク使用料

1区画1泊	2,000円
-------	--------

別表第6 (第27条関係)

八幡浜みなと桟橋使用料

1隻24時間当たり	基本料金	1,500円
	給電施設使用料	500円

	給水施設使用料	200円
--	---------	------

(八幡浜港港湾施設の管理及び利用に関する条例の一部改正)

第2条 八幡浜港港湾施設の管理及び利用に関する条例（平成17年条例第184号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(準用) 第18条 港湾施設のうち、<u>沖新田緑地公園及び八幡浜みなとと棧橋</u>の管理については、八幡浜市地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例（平成24年条例第28号）の、北浜公園の管理については、八幡浜市都市公園条例（平成17年条例第193号）の定めるところによる。	(準用) 第18条 港湾施設のうち、<u>沖新田緑地公園</u>の管理については、八幡浜市地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例（平成24年条例第28号）の、北浜公園の管理については、八幡浜市都市公園条例（平成17年条例第193号）の定めるところによる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

八幡浜市地域交流拠点施設にRVパーク及び八幡浜みなとと棧橋を新設することに伴い、所要の改正を行うため。